

備考	改正（令和4年7月）	現行（令和3年7月）
<p>積算基準・表紙</p> <p>※項目追加，削除 などに伴う目次 の新旧対照表は 省略</p>	<p>電気・機械工事標準積算基準書</p> <p>令和4年7月1日</p> <p>神奈川県企業庁</p>	<p>電気・機械工事標準積算基準書</p> <p>令和3年7月1日</p> <p>神奈川県企業庁</p>

備考	改正（令和4年7月）	現行（令和3年7月）																								
県土整備局「土木 工事標準積算基準 書改正による」	<div style="text-align: center;"> <h2>第Ⅱ編 電気通信設備工事</h2> <h3>第1章 請負工事費の積算</h3> </div> <p>第3節 工場製作費 1-3-2 製作原価 1-3-2-2 間接製作費</p> <p>(1) 間接労務費 ア 間接労務費の内容は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。 イ 間接労務費は製作費の中に計上された労務費に対して間接労務費率を乗じて求め、円未満を切り捨てる。 ウ 複数の工種区分を一括発注する場合の間接労務費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p>(2) 工場管理費 ア 工場管理費の内容は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。 イ 工場管理費は、純製作費から材料費（ただし工場塗装に関わる材料費は除く）を除いた額に対して工場管理費率を乗じて求め、円未満を切り捨てる。 ウ 複数の工種区分を一括発注する場合の工場管理費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p>(3) 間接労務費率及び工場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="439 898 1555 1066"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>間接費名称</th> <th>間接労務費率</th> <th>工場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁，鉄塔，反射板</td> <td></td> <td style="color: red;">40.8%</td> <td style="color: red;">33.5%</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td></td> <td>60.0%</td> <td>25.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 鋼製付属設備における設計技術費 鋼製付属設備として積み上げた場合、第Ⅲ編で定める設計技術費は計上しない。</p>	工種区分	間接費名称	間接労務費率	工場管理費率	橋梁，鉄塔，反射板		40.8%	33.5%	鋼製付属設備		60.0%	25.0%	<div style="text-align: center;"> <h2>第Ⅱ編 電気通信設備工事</h2> <h3>第1章 請負工事費の積算</h3> </div> <p>第3節 工場製作費 1-3-2 製作原価 1-3-2-2 間接製作費</p> <p>(1) 間接労務費 ア 間接労務費の内容は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。 イ 間接労務費は製作費の中に計上された労務費に対して間接労務費率を乗じて求め、円未満を切り捨てる。 ウ 複数の工種区分を一括発注する場合の間接労務費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p>(2) 工場管理費 ア 工場管理費の内容は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。 イ 工場管理費は、純製作費から材料費（ただし工場塗装に関わる材料費は除く）を除いた額に対して工場管理費率を乗じて求め、円未満を切り捨てる。 ウ 複数の工種区分を一括発注場合の工場管理費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p>(3) 間接労務費率及び工場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="1673 898 2789 1066"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>間接費名称</th> <th>間接労務費率</th> <th>工場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁，鉄塔，反射板</td> <td></td> <td>37.6%</td> <td>28.8%</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td></td> <td>60.0%</td> <td>25.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 鋼製付属設備における設計技術費 鋼製付属設備として積み上げた場合、第Ⅲ編で定める設計技術費は計上しない。</p>	工種区分	間接費名称	間接労務費率	工場管理費率	橋梁，鉄塔，反射板		37.6%	28.8%	鋼製付属設備		60.0%	25.0%
工種区分	間接費名称	間接労務費率	工場管理費率																							
橋梁，鉄塔，反射板		40.8%	33.5%																							
鋼製付属設備		60.0%	25.0%																							
工種区分	間接費名称	間接労務費率	工場管理費率																							
橋梁，鉄塔，反射板		37.6%	28.8%																							
鋼製付属設備		60.0%	25.0%																							

備考	改正（令和4年7月）	現行（令和3年7月）
R02.2.14 国自貨 第14号 標準貨物 運賃への対応	<p>第4節 工事原価 1-4-1 直接工事費 1-4-1-3 輸送費 (1)～(4) 略 (5) 貨物自動車による運賃料金の計算</p> <p>ア 運賃料金は、国土交通省が公示した「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」によるものとし、原則として、距離制運賃額にて計上する。 ただし、付帯作業が多いなど「短い走行距離に対して長い拘束時間」になる場合は、時間制運賃額で計上することが出来る。</p> <p>イ 運賃料金は運搬車両1台ごとに次式により求める。ただし、重量20 t以上の建設機械の運搬については土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> $U_k = \frac{A_1 + A_2 + A_3 + A_4 + A_5 + T_k + (A_1 \times C)}{M} + M$ <p>[全区間基本運賃料金]</p> <p>U_k：貨物自動車による運搬費（片道1回の運賃料金） A₁：基本運賃料金（運搬区間に相当する距離，または時間運賃） A₂：休日割増区間基本運賃料金（運搬区間のうち，休日区間（日曜祝祭日）の距離，または時間を対象とする） A₃：深夜早朝割増区間基本運賃料金（運搬区間のうち，深夜早朝割増区間の距離，または時間を対象とする） A₄：悪路割増区間基本運賃料金（運搬区間のうち，悪路区間の距離，または時間を対象とする） A₅：冬季割増区間基本運賃料金（運搬区間のうち，冬季割増区間の距離，または時間を対象とする） T_k：待機時間料金（発地及び着地） ※距離制運賃のみ C：その他割増率（特大品割増及び品目割増等） M：その他の諸料金（荷役機械使用料，自動車航送船使用料，有料道路使用料，その他）</p>	<p>第4節 工事原価 1-4-1 直接工事費 1-4-1-3 輸送費 (1)～(4) 略 (5) 貨物自動車による運賃料金の計算</p> <p>ア 運賃料金は運搬車両1台ごとに次式により求める。ただし、重量20 t以上の建設機械の運搬については土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> $U_k = \frac{A_1 \times (1 + C_1 + C_4) + A_2 \times C_2 + A_3 \times C_3}{M} + B + M_1 + M_2$ <p>[全区間基本運賃料金]</p> <p>U_k：貨物自動車による運搬費（片道1回の運賃料金） A₁：基本運賃料金（運搬区間に相当する運賃） A₂：悪路割増区間基本運賃料金（運搬区間のうち，悪路区間の距離を対象とする） A₃：冬季割増区間基本運賃料金（運搬区間のうち，冬季割増区間の距離を対象とする） B：諸料金（地区割増料） C₁：運賃割増率（特大品割増及び品目割増） C₂：運賃割増率（悪路割増） C₃：運賃割増率（冬季割増） C₄：運賃割増率（深夜早朝割増） M₁：有料道路利用料 M₂：その他の諸料金（荷役機械使用料，自動車航送船使用料，その他。詳細は土木工事標準積算基準書（土木工事編）参照。）</p> <p>イ 運賃料金は関東運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」（上限と下限の平均。ただし10円未満の端数切捨て）による。</p> <p>ウ 地区割増料は、各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」の地区割増料（上限と下限の平均。ただし10円未満の端数切捨て）によるものとし、発地または着地が東京都特別区または住民基本台帳に基づく人口50万人以上の都市の場合に加算する。ただし、発地または着地が同一都市内または隣接都市内の場合は、発地または着地のいずれか高い方のみ加算する。なお、運賃計算上、東京都特別区は1つの都市とし、異なる区であっても同一都市として扱う。</p> <p>エ 特大品割増及び品目別割増は荷物が表のいずれかに該当する場合に割増することができる。表以外の特大品割増は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。なお、特大品について、割増の重複は行わない。</p> <p>オ 深夜割増は運搬時間を22時～5時に指定した場合に適用し、割増率は3割とする。</p> <p>カ 悪路割増，冬季割増，その他の諸料金は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <p>キ 有料道路利用料及びその他の諸料金は消費税等相当額を控除したものとする。控除に際して1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。</p> <p>ク 端数処理は次により行う。 (ア) 全区間基本運賃料金，地区割増料について各々別々に端数処理計算を行う。 (イ) 対象金額が10,000円未満の場合は100円未満を100円に切り上げる。 (ウ) 対象金額が10,000円以上の場合は500円未満を500円に，500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げる。</p>

備考	改正（令和4年7月）	現行（令和3年7月）																																																																																																																																																					
	<p>距離制運賃表 （単位円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">車種別キロ程</th> <th style="width: 15%;">小型車 (2tクラス)</th> <th style="width: 15%;">中型車 (4tクラス)</th> <th style="width: 15%;">大型車 (10tクラス)</th> <th style="width: 15%;">トレーラー (20tクラス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10km</td><td>15,790</td><td>18,060</td><td>22,540</td><td>27,940</td></tr> <tr><td>20km</td><td>17,600</td><td>20,160</td><td>25,330</td><td>31,550</td></tr> <tr><td>30km</td><td>19,410</td><td>22,270</td><td>28,120</td><td>35,160</td></tr> <tr><td>40km</td><td>21,220</td><td>24,370</td><td>30,920</td><td>38,770</td></tr> <tr><td>50km</td><td>23,040</td><td>26,480</td><td>33,710</td><td>42,380</td></tr> <tr><td>60km</td><td>24,850</td><td>28,580</td><td>36,500</td><td>45,990</td></tr> <tr><td>70km</td><td>26,660</td><td>30,690</td><td>39,290</td><td>49,600</td></tr> <tr><td>80km</td><td>28,470</td><td>32,790</td><td>42,090</td><td>53,200</td></tr> <tr><td>90km</td><td>30,280</td><td>34,890</td><td>44,880</td><td>56,810</td></tr> <tr><td>100km</td><td>32,090</td><td>37,000</td><td>47,670</td><td>60,420</td></tr> <tr><td>110km</td><td>33,910</td><td>39,090</td><td>50,390</td><td>63,930</td></tr> <tr><td>120km</td><td>35,730</td><td>41,170</td><td>53,110</td><td>67,430</td></tr> <tr><td>130km</td><td>37,550</td><td>43,260</td><td>55,830</td><td>70,940</td></tr> <tr><td>140km</td><td>39,360</td><td>45,340</td><td>58,550</td><td>74,440</td></tr> <tr><td>150km</td><td>41,180</td><td>47,430</td><td>61,270</td><td>77,950</td></tr> <tr><td>160km</td><td>43,000</td><td>49,510</td><td>64,000</td><td>81,450</td></tr> <tr><td>170km</td><td>44,820</td><td>51,600</td><td>66,720</td><td>84,960</td></tr> <tr><td>180km</td><td>46,630</td><td>53,690</td><td>69,440</td><td>88,460</td></tr> <tr><td>190km</td><td>48,450</td><td>55,770</td><td>72,160</td><td>91,970</td></tr> <tr><td>200km</td><td>50,270</td><td>57,860</td><td>74,880</td><td>95,470</td></tr> <tr> <td>200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額</td> <td>3,630</td> <td>4,140</td> <td>5,370</td> <td>6,910</td> </tr> <tr> <td>500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額</td> <td>9,070</td> <td>10,360</td> <td>13,430</td> <td>17,280</td> </tr> </tbody> </table> <p>時間制運賃表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 30%;">種 別</th> <th style="width: 10%;">小型車 (2tクラス)</th> <th style="width: 10%;">中型車 (4tクラス)</th> <th style="width: 10%;">大型車 (10tクラス)</th> <th style="width: 10%;">トレーラー (20tクラス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基礎額</td> <td>8時間制</td> <td colspan="2">基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km</td> <td>39,060</td> <td>45,790</td> <td>57,900</td> <td>72,440</td> </tr> <tr> <td>4時間制</td> <td colspan="2">基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km</td> <td>23,440</td> <td>27,470</td> <td>34,740</td> <td>43,460</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">加算額</td> <td colspan="2">基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに</td> <td>280</td> <td>340</td> <td>510</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前から午後にはわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）</td> <td>3,820</td> <td>4,000</td> <td>4,280</td> <td>5,060</td> </tr> </tbody> </table>	車種別キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	10km	15,790	18,060	22,540	27,940	20km	17,600	20,160	25,330	31,550	30km	19,410	22,270	28,120	35,160	40km	21,220	24,370	30,920	38,770	50km	23,040	26,480	33,710	42,380	60km	24,850	28,580	36,500	45,990	70km	26,660	30,690	39,290	49,600	80km	28,470	32,790	42,090	53,200	90km	30,280	34,890	44,880	56,810	100km	32,090	37,000	47,670	60,420	110km	33,910	39,090	50,390	63,930	120km	35,730	41,170	53,110	67,430	130km	37,550	43,260	55,830	70,940	140km	39,360	45,340	58,550	74,440	150km	41,180	47,430	61,270	77,950	160km	43,000	49,510	64,000	81,450	170km	44,820	51,600	66,720	84,960	180km	46,630	53,690	69,440	88,460	190km	48,450	55,770	72,160	91,970	200km	50,270	57,860	74,880	95,470	200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910	500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280	種 別		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km		39,060	45,790	57,900	72,440	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km		23,440	27,470	34,740	43,460	加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		280	340	510	720	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前から午後にはわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）		3,820	4,000	4,280	5,060	<p>（新規）</p>
車種別キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)																																																																																																																																																			
10km	15,790	18,060	22,540	27,940																																																																																																																																																			
20km	17,600	20,160	25,330	31,550																																																																																																																																																			
30km	19,410	22,270	28,120	35,160																																																																																																																																																			
40km	21,220	24,370	30,920	38,770																																																																																																																																																			
50km	23,040	26,480	33,710	42,380																																																																																																																																																			
60km	24,850	28,580	36,500	45,990																																																																																																																																																			
70km	26,660	30,690	39,290	49,600																																																																																																																																																			
80km	28,470	32,790	42,090	53,200																																																																																																																																																			
90km	30,280	34,890	44,880	56,810																																																																																																																																																			
100km	32,090	37,000	47,670	60,420																																																																																																																																																			
110km	33,910	39,090	50,390	63,930																																																																																																																																																			
120km	35,730	41,170	53,110	67,430																																																																																																																																																			
130km	37,550	43,260	55,830	70,940																																																																																																																																																			
140km	39,360	45,340	58,550	74,440																																																																																																																																																			
150km	41,180	47,430	61,270	77,950																																																																																																																																																			
160km	43,000	49,510	64,000	81,450																																																																																																																																																			
170km	44,820	51,600	66,720	84,960																																																																																																																																																			
180km	46,630	53,690	69,440	88,460																																																																																																																																																			
190km	48,450	55,770	72,160	91,970																																																																																																																																																			
200km	50,270	57,860	74,880	95,470																																																																																																																																																			
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910																																																																																																																																																			
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280																																																																																																																																																			
種 別		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)																																																																																																																																																		
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km		39,060	45,790	57,900	72,440																																																																																																																																																
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km		23,440	27,470	34,740	43,460																																																																																																																																																
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		280	340	510	720																																																																																																																																																	
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前から午後にはわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）		3,820	4,000	4,280	5,060																																																																																																																																																	

備考	改正（令和4年7月）	現行（令和3年7月）																																																
	<p>ウ 休日割増は、日曜祝祭日の0時から24 時間の間に運送した距離、または時間に該当した場合に適用し、割増率は2割とする。</p> <p>エ 深夜・早朝割増は運搬時間を22時～5時に該当した距離、または時間に適用し、割増率は3割とする。</p> <p>オ 悪路割増は運送に該当する距離または時間に適用し、割増率は3割とする。</p> <p>カ 冬季割増は運送に該当する距離または時間に適用し、割増率は2割とする。 なお、適用する地域は土木工事標準積算基準書（土木工事編）の運搬費による。</p> <p>キ 待機時間は、荷主の責により発地または着地において30分を超えて荷待ち等により待機した場合に適用できる。なお、待機時間に係わる待機時間料は下表による。</p> <table border="1" data-bbox="439 537 1466 667"> <thead> <tr> <th>車種別 時間</th> <th>小型車 (2tクラス)</th> <th>中型車 (4tクラス)</th> <th>大型車 (10tクラス)</th> <th>トレーラー (20tクラス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額</td> <td>1,670円</td> <td>1,750円</td> <td>1,870円</td> <td>2,220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 発地及び着地における待機時間料金が10,000円未満のときは、50円未満を50円に切り上げ、10,000円以上の場合は、500円未満を500円に切り上げる。</p> <p>ク 特大品割増及び品目別割増は荷物が次表のいずれかに該当する場合に割増することができる。表以外の特大品割増は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。なお、特大品について、割増の重複は行わない。</p> <table border="1" data-bbox="427 852 1546 1276"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>項目</th> <th>品目</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特大品割増</td> <td></td> <td>1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、 単体重量1 t 以上のものまたは単体容積が5m³以上のもの、 積載した状態において車両の高さが3.8m以上または長さが 12m以上となるもの</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">品目別割増</td> <td>易損品</td> <td>① レントゲン機械、電子計算機等の精密機器及びその部品</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">危険品</td> <td>① 高圧ガス取締法に定める品目</td> <td rowspan="3">〔 特定毒物 〕 5割</td> </tr> <tr> <td>② 消防法に定める品目</td> </tr> <tr> <td>③ 毒物及び劇物取締法に定める品目</td> </tr> <tr> <td>④ 火薬類取締法に定める品目</td> <td>10割</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 品目別割増において同一運搬品で各項目に該当する場合は最高の割増率のみ加算する。 注意2 品目別割増において割増率の異なる品目、または割増対象外の品目と割増対象の品目を1車としたときは、最高の割増率のみ加算する。 注意3 特大品割増と品目別割増の両者に該当する場合は、両者を加算した割増率とする。積算システムによる場合は、両者を加算した割増率を「特大品割増」として入力する。 注意4 ここでの特定毒物とは、毒物及び劇物取締法第2条にて定義されている特定毒物とする。</p> <p>ケ その他の諸料金及び有料道路利用料は消費税等相当額を控除したものとする。控除に際して1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。</p> <p>コ 基本運賃料金（待機時間料金、その他諸料金を除く）の端数処理は次により行う。 (ア) 対象金額が10,000円未満の場合は100円未満を100円に切り上げる。 (イ) 対象金額が10,000円以上の場合は500円未満を500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げる。</p> <p>サ 本基準による基本運賃料金の算出においては、燃油サーチャージについて適用しない。</p>	車種別 時間	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円	名称	項目	品目	割増率	特大品割増		1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、 単体重量1 t 以上のものまたは単体容積が5m ³ 以上のもの、 積載した状態において車両の高さが3.8m以上または長さが 12m以上となるもの	3割	品目別割増	易損品	① レントゲン機械、電子計算機等の精密機器及びその部品	3割	危険品	① 高圧ガス取締法に定める品目	〔 特定毒物 〕 5割	② 消防法に定める品目	③ 毒物及び劇物取締法に定める品目	④ 火薬類取締法に定める品目	10割	<p style="text-align: center;">（新規）</p> <table border="1" data-bbox="1673 858 2792 1283"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>項目</th> <th>品目</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特大品割増</td> <td></td> <td>1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、 単体重量1 t 以上のものまたは単体容積が5m³以上のもの、 積載した状態において車両の高さが3.8m以上または長さが 12m以上となるもの</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">品目別割増</td> <td>易損品</td> <td>① レントゲン機械、電子計算機等の精密機器及びその部品</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">危険品</td> <td>① 高圧ガス取締法に定める品目</td> <td rowspan="3">2割 特定毒物 5割</td> </tr> <tr> <td>② 消防法に定める品目</td> </tr> <tr> <td>③ 毒物及び劇物取締法に定める品目</td> </tr> <tr> <td>④ 火薬類取締法に定める品目</td> <td>10割</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 品目別割増において同一運搬品で各項目に該当する場合は最高の割増率のみ加算する。 注意2 品目別割増において割増率の異なる品目、または割増対象外の品目と割増対象の品目を1車としたときは、最高の割増率のみ加算する。 注意3 特大品割増と品目別割増の両者に該当する場合は、両者を加算した割増率とする。積算システムによる場合は、両者を加算した割増率を「特大品割増」として入力する。 注意4 ここでの特定毒物とは、毒物及び劇物取締法第2条にて定義されている特定毒物とする。</p>	名称	項目	品目	割増率	特大品割増		1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、 単体重量1 t 以上のものまたは単体容積が5m ³ 以上のもの、 積載した状態において車両の高さが3.8m以上または長さが 12m以上となるもの	3割	品目別割増	易損品	① レントゲン機械、電子計算機等の精密機器及びその部品	3割	危険品	① 高圧ガス取締法に定める品目	2割 特定毒物 5割	② 消防法に定める品目	③ 毒物及び劇物取締法に定める品目	④ 火薬類取締法に定める品目	10割
車種別 時間	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)																																														
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円																																														
名称	項目	品目	割増率																																															
特大品割増		1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、 単体重量1 t 以上のものまたは単体容積が5m ³ 以上のもの、 積載した状態において車両の高さが3.8m以上または長さが 12m以上となるもの	3割																																															
品目別割増	易損品	① レントゲン機械、電子計算機等の精密機器及びその部品	3割																																															
	危険品	① 高圧ガス取締法に定める品目	〔 特定毒物 〕 5割																																															
		② 消防法に定める品目																																																
		③ 毒物及び劇物取締法に定める品目																																																
④ 火薬類取締法に定める品目	10割																																																	
名称	項目	品目	割増率																																															
特大品割増		1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、 単体重量1 t 以上のものまたは単体容積が5m ³ 以上のもの、 積載した状態において車両の高さが3.8m以上または長さが 12m以上となるもの	3割																																															
品目別割増	易損品	① レントゲン機械、電子計算機等の精密機器及びその部品	3割																																															
	危険品	① 高圧ガス取締法に定める品目	2割 特定毒物 5割																																															
		② 消防法に定める品目																																																
		③ 毒物及び劇物取締法に定める品目																																																
④ 火薬類取締法に定める品目	10割																																																	

備考	改正（令和4年7月）	現行（令和3年7月）																																																																																																																																																																																																																		
	<p>(6) 貨物自動車による運賃料金の計算（入力条件表）</p> <p>ア 貨物自動車</p> <table border="1" data-bbox="439 247 1546 1136"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>施工単価コード</th> <th colspan="3">DDE01010001</th> </tr> <tr> <th>条件1 運賃区分</th> <th>条件2 車種</th> <th>条件3 拘束時間[h]</th> <th>条件4 運搬距離 [km]</th> <th>条件5 休日割増距離 [km]</th> <th>条件6 深夜早朝割増距離 [km]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>01</td><td>距離制運賃</td><td>小型車(2トン)</td><td>(実数入力)</td><td>(実数入力)</td><td>(実数入力)</td></tr> <tr><td>02</td><td>時間制運賃</td><td>中型車(4トン)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>03</td><td></td><td>大型車(10トン)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>04</td><td></td><td>トレーラー(20トン)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <th>条件7 悪路割増時間 [h]</th> <th>条件8 冬期割増距離 [km]</th> <th>条件9 休日割増時間 [h]</th> <th>条件10 深夜早朝割増時間 [h]</th> <th>条件11 悪路割増時間 [h]</th> <th>条件12 冬期割増時間 [h]</th> </tr> <tr><td>01</td><td>(実数入力)</td><td>(実数入力)</td><td>(実数入力)</td><td>(実数入力)</td><td>(実数入力)</td></tr> <tr><td>02</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>03</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <th>条件13 その他割増し</th> <th>条件14 出発地待機時間 [h]</th> <th>条件15 到着地待機時間 [h]</th> <th>条件16 その他諸料金</th> <th>条件17 地区割増(着地)</th> <th>条件18 発着位置関係</th> </tr> <tr><td>01</td><td>(実数入力)</td><td>(実数入力)</td><td>(実数入力)</td><td>(実数入力)</td><td>(実数入力)</td></tr> <tr><td>02</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>03</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 本施工単価は、条件1の運賃区分に対応した入力条件(輸送条件)に該当する基本運賃等を割増の計算や端数処理などを行い、計算結果を運賃料金として出力する。</p> <p>注意2 条件3は（条件1=2）のときに適用し、その入力値は1以上の実数とする。小数は、積算システム内部で整数に切り上げて処理する。</p> <p>注意3 条件4の入力値は1以上の実数とする。小数は、積算システム内部で整数に切り上げて処理する。</p> <p>注意4 条件5, 条件6, 条件7, 条件8は（条件1=1）のときに適用し、その入力値は1以上の実数とする。小数は、積算システム内部で整数に切り上げて処理する。</p> <p>注意5 条件9, 条件10, 条件11, 条件12は（条件1=2）のときに適用し、その入力値は1以上の実数とする。小数は、積算システム内部で整数に切り上げて処理する。</p> <p>注意6 条件13は、該当する割増率を小数で入力する。例えば3割増のときは0.3、該当しないときは0を入力する。合算の要件は (5)のク による。</p> <p>注意7 条件14, 条件15は、待機時間(実数)を入力するが、入力値から30分(0.5)が控除される。したがって、有効な数値は0.5以上となる。また、条件14, 条件15で算出される待機料金は、(5)のキ(注意1)による端数処理がされる。</p> <p>注意8 条件16, に相当する料金の消費税等相当額が含まれる場合はこれを控除してから入力する。控除に際して1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。条件16に入力した金額は、そのまま運賃料金に加算される。</p>			施工単価コード	DDE01010001			条件1 運賃区分	条件2 車種	条件3 拘束時間[h]	条件4 運搬距離 [km]	条件5 休日割増距離 [km]	条件6 深夜早朝割増距離 [km]	01	距離制運賃	小型車(2トン)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	02	時間制運賃	中型車(4トン)				03		大型車(10トン)				04		トレーラー(20トン)				条件7 悪路割増時間 [h]	条件8 冬期割増距離 [km]	条件9 休日割増時間 [h]	条件10 深夜早朝割増時間 [h]	条件11 悪路割増時間 [h]	条件12 冬期割増時間 [h]	01	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	02						03						条件13 その他割増し	条件14 出発地待機時間 [h]	条件15 到着地待機時間 [h]	条件16 その他諸料金	条件17 地区割増(着地)	条件18 発着位置関係	01	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	02						03						<p>(6) 貨物自動車による運賃料金の計算（入力条件表）</p> <p>ア 貨物自動車</p> <table border="1" data-bbox="1676 247 2783 1186"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>施工単価コード</th> <th colspan="3">DDE01010310</th> </tr> <tr> <th>条件1 積載量</th> <th>条件2 積載量入力[t]</th> <th>条件3 距離入力[km]</th> <th>条件4 特大品割増</th> <th>条件5 品目別割増</th> <th>条件6 その他の割増</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>01</td><td>1t車</td><td>(整数入力)</td><td>(実数入力)</td><td>特大割増なし</td><td>品目割増なし</td></tr> <tr><td>02</td><td>2t車</td><td></td><td></td><td>特大割増あり(0.3)</td><td>精密機器等(0.3)</td></tr> <tr><td>03</td><td>3t車</td><td></td><td></td><td></td><td>危険品(0.2)</td></tr> <tr><td>04</td><td>4t車</td><td></td><td></td><td></td><td>特定毒物(0.5)</td></tr> <tr><td>05</td><td>5t車</td><td></td><td></td><td></td><td>火薬類(1.0)</td></tr> <tr><td>06</td><td>6t車</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>07</td><td>8t車</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>08</td><td>10t車</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>09</td><td>12t車</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>14t車</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>14t超</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <th>条件7 悪路割増区間距離入力[km]</th> <th>条件8 深夜割増の有無</th> <th>条件9 冬期割増区間距離入力[km]</th> <th>条件10 地区割増(発地)</th> <th>条件11 地区割増(着地)</th> <th>条件12 発着位置関係</th> </tr> <tr><td>01</td><td>(実数入力)</td><td>(整数入力)</td><td>深夜割増あり(0.3)</td><td>(整数入力)</td><td>発地割増なし</td></tr> <tr><td>02</td><td></td><td></td><td>深夜割増なし</td><td></td><td>東京・大阪発</td></tr> <tr><td>03</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>その他の都市発</td></tr> <tr> <th>条件13 その他の諸料金</th> <th>条件14 有料道路利用料</th> <th>条件15 着地割増なし</th> <th>条件16 隣接しない</th> <th>条件17 隣接する</th> <th>条件18 同一都市</th> </tr> <tr><td>01</td><td>(整数入力)</td><td>(整数入力)</td><td>(整数入力)</td><td>(整数入力)</td><td>(整数入力)</td></tr> <tr><td>02</td><td>東京・大阪着</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>03</td><td>その他の都市着</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 本施工単価は入力条件に該当する基本運賃等を「貨物自動車による運搬(1車1回)」(DDE01010311)に引き渡す。DDE01010311にて割増の計算や端数処理などを行い、計算結果を運賃料金として本施工単価に戻す。</p> <p>注意2 条件2は（条件1=11）のときに適用し、その入力値は15以上の偶数とする。なお、これ以外の数値も入力できるが、積算システム内部では2ごとに切り上げて処理する。</p> <p>注意3 条件3, 条件7, 条件9はいずれの入力値も10刻み（ただし、200を超え500までは20刻み、500を超えるものは50刻み）とする。これ以外の数値も入力できるが、積算システム内部では切り上げて処理する。なお、条件7, 条件9は条件3の入力値を上回ることはできない。</p> <p>注意4 条件5において複数の割増に該当する場合は、最も割増率の高いものを適用する。</p> <p>注意5 条件6は条件4, 条件5に該当しない割増を入力する。例えば3割増のときは0.3、該当しないときは0を入力する。積算システムでは条件4～条件6の入力値の和をDDE01010311の特大品割増として引き渡す。</p> <p>注意6 条件12は（条件10≠01）かつ（条件11≠01）のときに適用する。なお、（条件10=02）かつ（条件11=02）のときは（条件12=01, 03）のみ選択できる。また、「（条件10=02）かつ（条件11=03）」または「（条件10=03）かつ（条件11=02）」のときは（条件12=01, 02）のみ選択できる。</p> <p>注意7 条件13, 条件14に相当する料金の消費税等相当額が含まれる場合はこれを控除してから入力する。控除に際して1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。</p>			施工単価コード	DDE01010310			条件1 積載量	条件2 積載量入力[t]	条件3 距離入力[km]	条件4 特大品割増	条件5 品目別割増	条件6 その他の割増	01	1t車	(整数入力)	(実数入力)	特大割増なし	品目割増なし	02	2t車			特大割増あり(0.3)	精密機器等(0.3)	03	3t車				危険品(0.2)	04	4t車				特定毒物(0.5)	05	5t車				火薬類(1.0)	06	6t車					07	8t車					08	10t車					09	12t車					10	14t車					11	14t超					条件7 悪路割増区間距離入力[km]	条件8 深夜割増の有無	条件9 冬期割増区間距離入力[km]	条件10 地区割増(発地)	条件11 地区割増(着地)	条件12 発着位置関係	01	(実数入力)	(整数入力)	深夜割増あり(0.3)	(整数入力)	発地割増なし	02			深夜割増なし		東京・大阪発	03					その他の都市発	条件13 その他の諸料金	条件14 有料道路利用料	条件15 着地割増なし	条件16 隣接しない	条件17 隣接する	条件18 同一都市	01	(整数入力)	(整数入力)	(整数入力)	(整数入力)	(整数入力)	02	東京・大阪着					03	その他の都市着				
		施工単価コード	DDE01010001																																																																																																																																																																																																																	
条件1 運賃区分	条件2 車種	条件3 拘束時間[h]	条件4 運搬距離 [km]	条件5 休日割増距離 [km]	条件6 深夜早朝割増距離 [km]																																																																																																																																																																																																															
01	距離制運賃	小型車(2トン)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)																																																																																																																																																																																																															
02	時間制運賃	中型車(4トン)																																																																																																																																																																																																																		
03		大型車(10トン)																																																																																																																																																																																																																		
04		トレーラー(20トン)																																																																																																																																																																																																																		
条件7 悪路割増時間 [h]	条件8 冬期割増距離 [km]	条件9 休日割増時間 [h]	条件10 深夜早朝割増時間 [h]	条件11 悪路割増時間 [h]	条件12 冬期割増時間 [h]																																																																																																																																																																																																															
01	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)																																																																																																																																																																																																															
02																																																																																																																																																																																																																				
03																																																																																																																																																																																																																				
条件13 その他割増し	条件14 出発地待機時間 [h]	条件15 到着地待機時間 [h]	条件16 その他諸料金	条件17 地区割増(着地)	条件18 発着位置関係																																																																																																																																																																																																															
01	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)	(実数入力)																																																																																																																																																																																																															
02																																																																																																																																																																																																																				
03																																																																																																																																																																																																																				
		施工単価コード	DDE01010310																																																																																																																																																																																																																	
条件1 積載量	条件2 積載量入力[t]	条件3 距離入力[km]	条件4 特大品割増	条件5 品目別割増	条件6 その他の割増																																																																																																																																																																																																															
01	1t車	(整数入力)	(実数入力)	特大割増なし	品目割増なし																																																																																																																																																																																																															
02	2t車			特大割増あり(0.3)	精密機器等(0.3)																																																																																																																																																																																																															
03	3t車				危険品(0.2)																																																																																																																																																																																																															
04	4t車				特定毒物(0.5)																																																																																																																																																																																																															
05	5t車				火薬類(1.0)																																																																																																																																																																																																															
06	6t車																																																																																																																																																																																																																			
07	8t車																																																																																																																																																																																																																			
08	10t車																																																																																																																																																																																																																			
09	12t車																																																																																																																																																																																																																			
10	14t車																																																																																																																																																																																																																			
11	14t超																																																																																																																																																																																																																			
条件7 悪路割増区間距離入力[km]	条件8 深夜割増の有無	条件9 冬期割増区間距離入力[km]	条件10 地区割増(発地)	条件11 地区割増(着地)	条件12 発着位置関係																																																																																																																																																																																																															
01	(実数入力)	(整数入力)	深夜割増あり(0.3)	(整数入力)	発地割増なし																																																																																																																																																																																																															
02			深夜割増なし		東京・大阪発																																																																																																																																																																																																															
03					その他の都市発																																																																																																																																																																																																															
条件13 その他の諸料金	条件14 有料道路利用料	条件15 着地割増なし	条件16 隣接しない	条件17 隣接する	条件18 同一都市																																																																																																																																																																																																															
01	(整数入力)	(整数入力)	(整数入力)	(整数入力)	(整数入力)																																																																																																																																																																																																															
02	東京・大阪着																																																																																																																																																																																																																			
03	その他の都市着																																																																																																																																																																																																																			

備考	改正（令和4年7月）	現行（令和3年7月）																																																																																				
	(削除)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: left;">イ 貨物自動車による運搬（1車1回）</th> <th style="text-align: center;">施工単価コード</th> <th style="text-align: center;">DDE01010311</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">条件1 運搬区分</th> <th style="width: 15%;">条件2 基本運賃入力</th> <th style="width: 15%;">条件3 特大品割増</th> <th style="width: 15%;">条件4 悪路割増区間基本運賃料 金</th> <th style="width: 15%;">条件5 深夜割増の有無</th> <th style="width: 5%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>01</td><td style="color: red;">各種</td><td style="text-align: center;">（整数入力）</td><td style="text-align: center;">（実数入力）</td><td style="text-align: center;">（整数入力）</td><td style="text-align: center;">有</td><td></td></tr> <tr><td>02</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">無</td><td></td></tr> <tr><td>03</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>04</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>05</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>07</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>08</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">条件6 冬期割増区間基本運賃料 金</th> <th style="width: 15%;">条件7 地区割増料</th> <th style="width: 15%;">条件8 その他の諸料金</th> <th style="width: 15%;">条件9 有料道路利用料</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 5%;"></th> </tr> <tr> <td>01</td> <td style="text-align: center;">（整数入力）</td> <td style="text-align: center;">（整数入力）</td> <td style="text-align: center;">（整数入力）</td> <td style="text-align: center;">（整数入力）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 本施工単価は単独で使用できるほか、「貨物自動車」（DDE01010310）の下位施工単価として使用できる。単独で使用するときは注意3以降を参照し、必要事項を入力する。</p> <p>注意2 DDE01010310の下位施工単価として使用するときは、DDE01010310から必要な条件が積算システム内部で引き渡され、計算結果を運賃料金としてDDE01010310に戻す。なお、引き渡された条件は、単独で使用したときと同様に施工単価表に表示される。ただし、数字がシステム内部で引き渡されたときは整数であっても小数点を含む表示となることがある。（例：引き渡された数字が1230のとき → 表示される数字 1230.000）</p> <p>注意3 条件1は原則として01(各種)を選択する。<u>（建設機械等の運搬時はWB010010を使用する。）</u></p> <p>注意4 条件2は距離制運賃表の単価を端数処理せずそのまま入力する。</p> <p>注意5 条件3は特大品割増率と品目別割増率の和を入力する。（例：計3割増の場合→0.3を入力）</p> <p>注意6 条件4、条件6は「該当区間に相当する運賃×割増率」により求めた金額を入力する。（例えば、悪路区間が30kmであれば「30kmの運賃×悪路割増率(0.3)」により求める。ただし、円未満切捨てる。）</p> <p>注意7 条件9に入力する有料道路利用料は消費税等相当額を控除したものとする。控除に際して1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。</p>	イ 貨物自動車による運搬（1車1回）					施工単価コード	DDE01010311		条件1 運搬区分	条件2 基本運賃入力	条件3 特大品割増	条件4 悪路割増区間基本運賃料 金	条件5 深夜割増の有無		01	各種	（整数入力）	（実数入力）	（整数入力）	有		02					無		03							04							05							06							07							08								条件6 冬期割増区間基本運賃料 金	条件7 地区割増料	条件8 その他の諸料金	条件9 有料道路利用料			01	（整数入力）	（整数入力）	（整数入力）	（整数入力）		
イ 貨物自動車による運搬（1車1回）					施工単価コード	DDE01010311																																																																																
	条件1 運搬区分	条件2 基本運賃入力	条件3 特大品割増	条件4 悪路割増区間基本運賃料 金	条件5 深夜割増の有無																																																																																	
01	各種	（整数入力）	（実数入力）	（整数入力）	有																																																																																	
02					無																																																																																	
03																																																																																						
04																																																																																						
05																																																																																						
06																																																																																						
07																																																																																						
08																																																																																						
	条件6 冬期割増区間基本運賃料 金	条件7 地区割増料	条件8 その他の諸料金	条件9 有料道路利用料																																																																																		
01	（整数入力）	（整数入力）	（整数入力）	（整数入力）																																																																																		

備考	改正（令和4年7月）	現行（令和3年7月）																																																												
	<p>第5節 一般管理費等</p> <p>1-5-1 一般管理費等</p> <p>1-5-1-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <p>イ 一般管理費等は、一般管理費等（率分）と契約保証補正額の和で、円止めとする。</p> <p>(2) 一般管理費等（率分）の計算方法</p> <p>ア 一般管理費等（率分）は次により求め、円未満を切り捨てる。（円止め）</p> $\text{一般管理費等(率分)} = \text{一般管理費等対象額} \times (\text{一般管理費等率} \times \text{前払金支出割合による補正係数}) + \text{加算補正}$ <p>イ 一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合による補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>(3) 一般管理費等対象額</p> <p>ア 一般管理費等対象額は次による。</p> $\text{一般管理費等対象額} = \text{鋼構造製作物費} + \text{製作原価} + \text{工事原価} - \text{処分費等控除額}$ <p>イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>(4) 一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="439 898 1558 1010"> <thead> <tr> <th>対象額(Cp)</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率(Gp)</td> <td>23.57%</td> <td>$Gp[\%] = -4.97802 \times \text{Log}(Cp) + 56.92101$</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 Gpは一般管理費等率、Cpは一般管理費等対象額とする。</p> <p>注意2 Gpは、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(5) 前払金支出割合による補正係数表</p> <table border="1" data-bbox="439 1129 1498 1241"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> <th>35%を超えるもの</th> <th>前払金保証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 一般管理費等率(Gp)に補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(6) 契約保証補正額の計算方法</p> <p>ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。（円止め）</p> $\text{契約保証補正額} = \text{一般管理費等対象額} \times \text{契約保証補正率}$ <p>イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。</p> <p>(7) 契約保証補正率表</p> <table border="1" data-bbox="439 1497 1558 1667"> <thead> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者が金銭的保証を必要とする場合</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>0.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 保証を必要とする場合は、原則として金銭的保証とする。</p> <p>注意2 委託費による執行の場合は、金額に関わらず保証を必要としないものとして扱う。</p>	対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率(Gp)	23.57%	$Gp[\%] = -4.97802 \times \text{Log}(Cp) + 56.92101$	9.74%	前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00		保証の方法	補正率	発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%	発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%	上記以外の場合	0.00%	<p>第5節 一般管理費等</p> <p>1-5-1 一般管理費等</p> <p>1-5-1-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <p>イ 一般管理費等は、一般管理費等（率分）と契約保証補正額の和で、円止めとする。</p> <p>(2) 一般管理費等（率分）の計算方法</p> <p>ア 一般管理費等（率分）は次により求め、円未満を切り捨てる。（円止め）</p> $\text{一般管理費等(率分)} = \text{一般管理費等対象額} \times (\text{一般管理費等率} \times \text{前払金支出割合による補正係数}) + \text{加算補正}$ <p>イ 一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合による補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>(3) 一般管理費等対象額</p> <p>ア 一般管理費等対象額は次による。</p> $\text{一般管理費等対象額} = \text{鋼構造製作物費} + \text{製作原価} + \text{工事原価} - \text{処分費等控除額}$ <p>イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>(4) 一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 898 2795 1010"> <thead> <tr> <th>対象額(Cp)</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率(Gp)</td> <td>22.72%</td> <td>$Gp[\%] = -5.48972 \times \text{Log}(Cp) + 59.4977$</td> <td>7.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 Gpは一般管理費等率、Cpは一般管理費等対象額とする。</p> <p>注意2 Gpは、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(5) 前払金支出割合による補正係数表</p> <table border="1" data-bbox="1676 1129 2736 1241"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> <th>35%を超えるもの</th> <th>前払金保証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 一般管理費等率(Gp)に補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(6) 契約保証補正額の計算方法</p> <p>ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。（円止め）</p> $\text{契約保証補正額} = \text{一般管理費等対象額} \times \text{契約保証補正率}$ <p>イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。</p> <p>(7) 契約保証補正率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 1497 2795 1667"> <thead> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者が金銭的保証を必要とする場合</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>0.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 保証を必要とする場合は、原則として金銭的保証とする。</p> <p>注意2 委託費による執行の場合は、金額に関わらず保証を必要としないものとして扱う。</p>	対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率(Gp)	22.72%	$Gp[\%] = -5.48972 \times \text{Log}(Cp) + 59.4977$	7.47%	前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00		保証の方法	補正率	発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%	発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%	上記以外の場合	0.00%
対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																											
一般管理費等率(Gp)	23.57%	$Gp[\%] = -4.97802 \times \text{Log}(Cp) + 56.92101$	9.74%																																																											
前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし																																																								
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																																									
保証の方法	補正率																																																													
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%																																																													
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%																																																													
上記以外の場合	0.00%																																																													
対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																											
一般管理費等率(Gp)	22.72%	$Gp[\%] = -5.48972 \times \text{Log}(Cp) + 59.4977$	7.47%																																																											
前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし																																																								
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																																									
保証の方法	補正率																																																													
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%																																																													
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%																																																													
上記以外の場合	0.00%																																																													

備考	改正（令和4年7月）	現行（令和3年7月）																
県土整備局「土木 工事標準積算基準 書改正による」	<div style="text-align: center;"> <h2>第Ⅲ編 機械設備工事</h2> <h3>第1章 請負工事費の積算</h3> </div> <p>1-5-2 一般管理費等</p> <p>1-5-2-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>イ 一般管理費等は、一般管理費等（率分）と契約保証補正額の和で、円止めとする。</p> <p>(2) 一般管理費等（率分）の計算方法</p> <p>ア 一般管理費等（率分）は次により求め、円未満を切り捨てる。（円止め）</p> $\text{一般管理費等(率分)} = \text{一般管理費等対象額} \times \text{標準一般管理費等率} \times \text{前払金支出割合補正係数} \times \text{機器単体費補正係数} + \text{加算補正}$ <p>イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 機器単体費補正係数は次式による。</p> $R = 1 - \frac{K}{1.25}$ <p>R：機器単体費補正係数（小数点以下第3位を四捨五入し，2位止め）</p> <p>K：工事原価に占める（機器費 + 機器単体費）の比率（小数点以下第3位を四捨五入し，2位止め）</p> <p>エ 前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>(3) 一般管理費等対象額</p> <p>ア 一般管理費等対象額は次による。</p> $\text{一般管理費等対象額} = \text{工事原価} - \text{処分費等控除額}$ <p>イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>(4) 標準一般管理費等率表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象額(C₁)</th> <th style="width: 25%;">500万円以下</th> <th style="width: 25%;">500万円を超え30億円以下</th> <th style="width: 30%;">30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準一般管理費等率(G₁)</td> <td style="text-align: center;">26.17%</td> <td style="text-align: center;">$G_1[\%] = -1.4357\text{Log}(C_1) + 35.789$</td> <td style="text-align: center;">22.18%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 G₁は標準一般管理費等率，C₁は一般管理費等対象額とする。</p> <p>注意2 G₁は，小数点以下第3位を四捨五入し，2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	標準一般管理費等率(G ₁)	26.17%	$G_1[\%] = -1.4357\text{Log}(C_1) + 35.789$	22.18%	<div style="text-align: center;"> <h2>第Ⅲ編 機械設備工事</h2> <h3>第1章 請負工事費の積算</h3> </div> <p>1-5-2 一般管理費等</p> <p>1-5-2-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>イ 一般管理費等は、一般管理費等（率分）と契約保証補正額の和で、円止めとする。</p> <p>(2) 一般管理費等（率分）の計算方法</p> <p>ア 一般管理費等（率分）は次により求め、円未満を切り捨てる。（円止め）</p> $\text{一般管理費等(率分)} = \text{一般管理費等対象額} \times \text{標準一般管理費等率} \times \text{前払金支出割合補正係数} \times \text{機器単体費補正係数} + \text{加算補正}$ <p>イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 機器単体費補正係数は次式による。</p> $R = 1 - \frac{K}{1.25}$ <p>R：機器単体費補正係数（小数点以下第3位を四捨五入し，2位止め）</p> <p>K：工事原価に占める（機器費 + 機器単体費）の比率（小数点以下第3位を四捨五入し，2位止め）</p> <p>エ 前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>(3) 一般管理費等対象額</p> <p>ア 一般管理費等対象額は次による。</p> $\text{一般管理費等対象額} = \text{工事原価} - \text{処分費等控除額}$ <p>イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>(4) 標準一般管理費等率表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象額(C₁)</th> <th style="width: 25%;">500万円以下</th> <th style="width: 25%;">500万円を超え30億円以下</th> <th style="width: 30%;">30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準一般管理費等率(G₁)</td> <td style="text-align: center;">27.00%</td> <td style="text-align: center;">$G_1[\%] = -2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862$</td> <td style="text-align: center;">18.76%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 G₁は標準一般管理費等率，C₁は一般管理費等対象額とする。</p> <p>注意2 G₁は，小数点以下第3位を四捨五入し，2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	標準一般管理費等率(G ₁)	27.00%	$G_1[\%] = -2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862$	18.76%
対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
標準一般管理費等率(G ₁)	26.17%	$G_1[\%] = -1.4357\text{Log}(C_1) + 35.789$	22.18%															
対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
標準一般管理費等率(G ₁)	27.00%	$G_1[\%] = -2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862$	18.76%															